

国空航第1032号
平成22年3月30日

放射性物質等航空輸送関係各者 殿

航空局技術部運航課長

航空輸送中における事故・故障等に係る国際原子力・放射線事象評価尺度の運用について

国際原子力・放射線事象評価尺度（International Nuclear Event Scale：INES）は、放射性物質等に関連した事故・故障等の事象について、安全上の重要性を一貫した用語で公衆に速やかに提供するための手段であり、我が国においても、国際原子力機関（IAEA）より平成18年5月に策定された放射性物質等の輸送中における事故・故障等の事象についての評価尺度を定めた「追加ガイダンス」に基づき、航空輸送におけるINES評価の正式な運用を平成20年4月から開始しているところです。

本件については、「航空輸送中における事故・故障等に係る国際原子力事象評価尺度の運用について（平成20年4月11日付け国空航第14号）」により周知しているところですが、今般、当該INESの追加ガイダンスが、内容の一部を改定した上で本文へと統合され、2008年版INESユーザーズマニュアルとしてIAEAより平成21年5月に発行されたことに伴い、本件に係る運用を別添のとおり平成22年4月1日より開始することとしたので了知願います。

航空輸送中における事故・故障等に係る国際原子力・放射線事象評価尺度の運用について

1. 目的

国際原子力・放射線事象評価尺度（INES）の運用は、放射性物質等に関連した事故・故障等の事象について、安全上の重要性を一貫した用語をもって公衆に提供することによりの確な理解促進を図ることを目的とする。

2. INES評価の範囲

原則として「核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律第62条の3に規定する国土交通大臣への報告に関する規則（平成17年12月1日国土交通省令第109号）」及び「放射性同位元素等の事業所外運搬に係る危険時における措置に関する規則（昭和56年5月18日運輸省令第22号）」等の法令に基づき報告された事象（以下「法令報告事象」という。）であって、航空輸送中（本通達において、放射性物質等を空港内において受け取り、航空機へ搭載し、航空機で輸送し、航空機から取り卸した後から空港内において受け渡すまでの間）に発生した法令報告事象をINES評価の範囲とする。

3. INES評価の運用

航空局技術部運航課において航空輸送中に発生した法令報告事象について報告を受けた場合は、別表の評価尺度に基づき暫定的なINES評価を行い、当該評価がレベル2以上の場合、原則24時間以内に経済産業省又は文部科学省経由でIAEAへ報告する。

また、暫定的なINES評価後は、可能な限り早い時期に専門家による詳細な分析等を踏まえ、正式なINES評価の結果をIAEAへ報告する。

4. 開始時期

本運用については、平成22年4月1日以降に発生した航空輸送中に発生した法令報告事象から開始する。

国際原子力・放射線事象評価尺度 (International Nuclear Event Scale)

| レベル | | 基準 | | | | | (3) 深層防護の劣化 | | |
|---------------|---------|-------------------------------|-------------------------------|-------------------------------|-----------------------------------|-----------------|------------------------------------|--|--|
| | | 人と環境 | | | (2) 環境への放出 | | | | |
| | | (1) 被ばく | | | | | | | |
| | | 100人以上 | 10人以上 | 10人未満 | | | | | |
| 7 | 深刻な事故 | | | | | | | | |
| 6 | 大事故 | 致命的、 1Sv (Gy) 超 | | | | | | | |
| 5 | 広範囲事故 | 確定的、 1000mSv ≤ 100mSv 超 | 致命的、 1Sv (Gy) 超 | | D ₂ 値 × 2500 超 (※1) | | | | |
| 4 | 局所的事故 | 100mSv ≤ 10mSv 超 | 確定的、 1000mSv ≤ 100mSv 超 | 致命的、 1Sv (Gy) 超 | D ₂ 値 × 250 超 | | | | |
| 3 | 重大な異常事象 | 10mSv ≤ 1mSv 超 | 100mSv ≤ 10mSv 超 | 確定的、 1000mSv ≤ 100mSv 超 | | 安全機能の喪失 | 線源カテゴリ (※2) I 輸送物の紛失・盗難・誤配 | | |
| 2 | 異常事象 | | 10mSv ≤ 1mSv 超 | 100mSv ≤ 10mSv 超 | | 安全機能のか なりの劣化 | 線源カテゴリ II 及び III 輸送物の紛失・盗難・誤配 | | |
| 1 | 逸脱 | | | 10mSv ≤ 1mSv 超 | | 運転制限範囲 からの逸脱 | 線源カテゴリ IV 輸送物の紛失・盗難・誤配、重大な書類・標識の不備 | | |
| 0 | 尺度外 | 安全上重要でない事象 | | | | | | | |
| INES 評価対象外 | | 安全性に関係しない事象 | | | | | | | |

※1 D₂値とは、管理されておらず拡散した場合、確定的に健康への深刻な影響を及ぼす緊急事態になりうる放射線量として核種毎に設定されたもの。

※2 線源カテゴリは以下の表により求められる。

| 線源カテゴリ | カテゴリIV | カテゴリIII | カテゴリII | カテゴリI |
|--------|----------------|--------------|-----------------|------------|
| A/D比 | 0.01 ≤ A/D < 1 | 1 ≤ A/D < 10 | 10 ≤ A/D < 1000 | 1000 ≤ A/D |

※Aは、当該核種の放射線量

Dは、INESユーザーズマニュアル2008年版の付録IIIにより与えられる数値